

奈良県告示第五百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
野迫川村池津川（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村北股（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村北股（〇〇七）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村中（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県五條土木事務所 及び野迫川村役場総務課
野迫川村柞原（〇〇五）土石流警戒	次の平面図のと	奈良県五條土木事務所

区域	おり	及び野迫川村役場総務課
----	----	-------------

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。